

国民健康保険料(税)の水準統一（納付金ベースの統一） に係る市町村との合意について

国民健康保険料(税)の水準統一については、国の方針を踏まえ、本県としても、第3期岡山県国民健康保険運営方針において「将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすること（「完全統一」）を目指す」こととし、市町村と連携して協議・検討を進めてきたところであるが、このたび、完全統一の前段階である「納付金ベースの統一」（納付金算定に各市町村でかかった医療費の差（医療費水準）を反映させないこと）について、令和11年度を目標年度とすることで県・市町村間で合意した。

今後は、合意事項に着実に取り組み、完全統一に向け、引き続き、市町村との協議・検討を進めていくこととする。

1 水準統一の意義（目的）

平成30年度の国保制度改革を踏まえ、県単位という大きな受け皿の中で保険料水準の統一を目指し、財政運営のさらなる基盤強化を図るとともに、負担の平準化を図るもの。

① 被保険者数の減少への対応

団塊世代の後期高齢者医療保険への移行等により市町村国保の被保険者数は減少。

② 小規模市町村の保険料変動の抑制

小規模になればなるほど高度医療を受ける患者の発生等による財政への影響が大。

③ 被保険者間の公平性確保

県内どこにいても同じ負担で同じ給付を受けられることを目指す。

2 国が示す国保料（税）統一スケジュール

令和12年度までに「納付金ベースの統一」

令和15年度（遅くとも令和18年度）までに「完全統一」

3 合意内容

① 納付金算定において市町村ごとに医療費の差を考慮しているが、令和11年度の納付金から完全に反映させないこととする（令和8年度納付金算定から「段階的に」実施）。

② 令和8年度から医療費水準を踏まえた影響緩和措置（インセンティブ）を創設する。

※ インセンティブの内容

医療費水準を比較的低く抑えている市町村に対する財政支援（財源は国からの交付金の一部を活用）

③ 引き続き、県内における医療費水準の平準化を図るために、医療費適正化の取組を促進する。

※ なお、合意内容については、第3期岡山県国民健康保険運営方針の中間見直し（令和8年度実施）に盛り込む予定としている。

4 今後の対応（予定）

令和7年8月～12月 令和8年度納付金算定について市町村と再確認の上、額算定（インセンティブ等合意事項を踏まえた算定）

令和8年1月 各市町村に納付金算定結果を通知

令和8年度 納付金納入